意 見 書

みなみ保育園 園長殿

入所児童氏名

病名「

J

登園可能と判断します。病状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日

医療機関

医 師 名

【かかりつけ医の皆様へ】

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

【保護者の皆様へ】

下記の感染症について子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの意見書を保育園に提出して下さい。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

(該当疾患に Ζをお願いします)

		登園のめやす
麻しん (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後 まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くら い	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮形成ま で	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現して から5日を経過し、かつ全身状態が良好に なっていること
結核	_	医師により感染の恐れがないと認める まで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が 消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は抗菌性 物質製剤による 5 日間の治療が終了して いること。
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		医師により感染のおそれがないと認められていること。 無症状病原体保持者の場合、トイレでの排泄週間が確立している。 5歳以上は出席停止の必要はない。 5歳未満については、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認められ ていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められ ていること

^{*}感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。